

◎議案第 9 号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 10、議案第 9 号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） それでは、議 9-1 をお聞きください。議案第 9 号でございます。白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

次のページ、議 9-2 をお聞きください。議案説明でございます。現校舎の老朽化が著しい竹浦小学校について、児童生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、旧竹浦中学校校舎へ移転することから、本条例の一部を改正するものであります。

議 9-1 にお戻りください。附則、この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

白老町立学校設置条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
社台小学校	略	社台小学校	略
白老小学校	略	白老小学校	略
緑丘小学校	略	緑丘小学校	略
萩野小学校	略	萩野小学校	略
竹浦小学校	白老郡白老町字竹浦197番地	竹浦小学校	白老郡白老町字竹浦198番地8
虎杖小学校	略	虎杖小学校	略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号、白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。